



国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure and Transport

ENGLISH ホットラインステーション プライバシーポリシー リンク・著作権・免責事項

ホーム 政策分野別情報(暮らし/活力/安全/環境/地域/共通課題) サイトマップ 使い方ヘルプ

チャイルドシート取付具を自動車に備えることが義務付けされます！

～ 義務付けるのは「汎用ISOFIX取付装置」です～

～ ご利用されるチャイルドシートと自動車の取付具をご確認ください～

[Home](#)

平成18年10月2日

＜問い合わせ先＞

自動車交通局

技術安全部技術企画課

(内線42256)

TEL:03-5253-8111(代表)

交通事故死者数は年々減少傾向にありますが、未だ平成17年中の死者数は、約7千人(6,871人)であり、自動車乗車中については、死者数は年間約3千人に達しており、負傷者も70万人を超える状況にあります。

このため、平成18年10月1日より以下の道路運送車両の保安基準改正が施行されました。(公布は3月31日。)

後部中央座席に3点式シートベルト(従来は2点式シートベルト)を義務付け、これにより、

① 乗用車等の全ての座席が3点式シートベルトとなる。

チャイルドシートの不適正使用防止対策として、チャイルドシートの取付けに関する基準を

② 強化する。

バスの座席等に関する基準を強化するとともに、高速道路等におけるバスの立席とシート

③ ベルトとの関係の整合化を図る。

ハイマウントストップランプの取付対象車種を追加する。

④

なお、詳細事項を定めた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等は、8月25日に公布済みです。

これら保安基準の改正により、シートベルト等の基準が強化されるとともに、チャイルドシートが容易かつ確実に装着できることから適正な使用が促進され、自動車乗員の安全性が向上することとなります。

チャイルドシート取付具として自動車に装備することを義務付けるのは、汎用ISOFIX取付装置です。汎用ISOFIX取付装置には、そのサイズ等級と同一のサイズ等級の汎用ISOFIXチャイルドシートを装着することができます。(別紙参照)(注)

(注) ご使用の自動車のISOFIX取付装置又はISOFIXチャイルドシートが「汎用」であるか否かについては、今後、自動車製作者又はチャイルドシート製作者が各種機会を通じてお知らせすることとなっておりますので、必ずご確認ください。

・ 別紙 [汎用\(ユニバーサル\)ISOFIX 取付装置への取付けに係る注意事項](#)



・ [各部位に関する基準の見直しについて](#)



シートベルト及びシートベルト取付装置に関する基準の見直しについて

1. 概要

シートベルト及びシートベルト取付装置の基準を見直し、ISOFIX 取付装置の車両への装備、三点式シートベルトの装備範囲の拡大等の基準の見直しを行う。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第14号及び第16号(装置型式指定に関わる見直しを除く。)との整合化を図る。

2. 具体的内容

①適用対象

乗用自動車及び貨物自動車(トレーラ、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)の前向き又は後向き座席に備える大人用座席ベルト及びその取付装置に適用します。ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車の座席及び非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席に備えるものは適用除外とする。

また、乗車定員 10 人未満の乗用自動車に装備する ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置に適用する。

②適用時期

平成24年7月1日以降の製作車(平成 18 年 10 月から順次製作)

③主な要件

- ・乗車定員 10 人未満の乗用自動車について、ISOFIX 取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の強度、取付数、取付位置等を規定する。これにより、車両側の ISOFIX 関連規定が整備される。
- ・座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、乗用車等の全ての前向き座席への三点式シートベルト装備を含め、強度、取付数、取付位置等を規定する。これにより、乗用自動車(乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5トン以下のものに限る。)の前席中央及び後席中央について三点式シートベルトとなる。

(用語について)

- ・二点式シートベルト:腰部にまわす腰ベルトからなる二点で支持されるシートベルト
- ・三点式シートベルト:腰ベルトに加え、肩から腰に斜めにかかる肩ベルトをもつ三点で支持されるシートベルト
- ・ISOFIX: 共通化された取り付け具により、自動車の座席にチャイルドシートを固定する仕組み(別紙2図参照)
- ・トップテザー:衝突時にチャイルドシートの回転を抑えるため、チャイルドシート上部と車両をつなぐひも状の部品

バスの座席に関する基準の見直しについて

1. 概要

バスの衝突時の安全性向上を目的として、後列の座席の乗員が前列の座席後面へ衝突した場合の衝撃緩和要件と、座席取付装置の強度要件を規定した基準を導入する。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第80号との整合化を図る。

2. 具体的内容

①適用対象

乗車定員 10 人以上の乗用自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える前向き座席に適用する。ただし、折りたたみ式の補助座席、非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席及び幼児専用車の幼児用座席は適用除外とする。

②適用時期

平成 24 年 7 月 1 日以降の製作車(平成 18 年 10 月から順次製作)

②主な要件

・座席に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

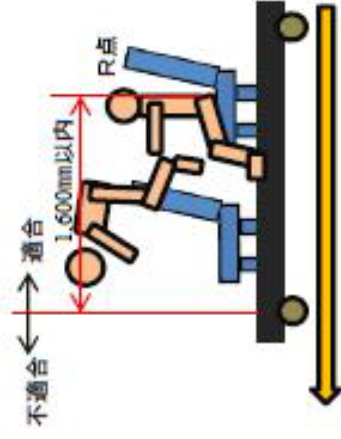
- イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、背もたれの移動量が定められた範囲内に収まること。
- ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を実施した際に、ダミーが前列の座席及びシートベルトの使用により正しく保持され、かつ衝突による衝撃が定められた基準以下であること。

・座席取付装置に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、座席取付装置が破損しないこと。
- ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を行った際に、座席取付装置が破損しないこと。

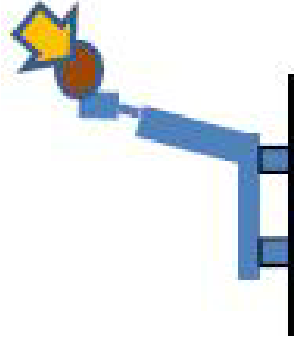
バスの座席に関する基準の見直し(概要)



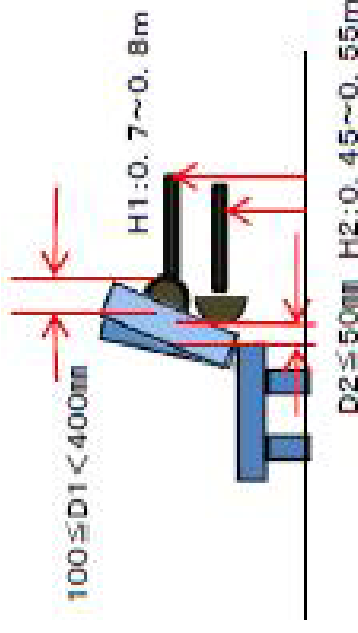
無拘束状態（シートベルトをしない状態）で、急ブレーキが作動した場合の前方への飛びだしに関する基準を規定。



拘束状態（シートベルトをした状態）で、急ブレーキが作動した場合のダミーの保持状態に関する基準を規定。



頭部を模擬したインパクトをシートバック後部にぶつけた際の衝撃吸収性に関する基準を規定。



座席の後面から試験荷重を加えた際の背もたれの移動量に関する基準を規定。